

平成26年第3回砂川市議会定例会
予算審査特別委員会

平成26年9月8日（月曜日）第1号

開会宣告

正・副委員長の互選

開議宣告

議案第 4号 砂川市税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 5号 砂川市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 6号 株式会社砂川振興公社の議決権行使について

議案第 1号 平成26年度砂川市一般会計補正予算

議案第 2号 平成26年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算

議案第 3号 平成26年度砂川市介護保険特別会計補正予算

散会宣告

○出席委員（12名）

委員長 北谷文夫君

委員 飯澤明彦君

増山裕司君

水島美喜子君

小黒弘君

沢田広志君

副委員長 多比良和伸君

委員 一ノ瀬弘昭君

増井浩一君

土田政己君

尾崎静夫君

辻勲君

（議長 東英男）

○欠席委員（0名）

○ 予算審査特別委員会出席者 ○

1. 本委員会に説明のため出席を求めた者

砂川市長 善岡雅文

砂川市監査委員 奥山昭

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者

副市長 角丸誠一

総務部長 湯浅克己

兼会計管理
総務課長 安田貢

市長公室課長
 政策調整課長
 政策調整課副審議監
 税務課長
 会計課長
 市民部長
 市民生活課長
 社会福祉課長
 兼子ども通園センター所長
 介護福祉課長
 兼ふれあいセンター所長
 経済部長
 経済部審議監
 商工労働観光課長
 農政課長
 建設部長
 建設部技監
 土木課長
 建築住宅課長
 建築住宅課副審議監
 病院事務局長
 管理課長
 管理課副審議監
 経営企画課長
 医事課長
 地域医療連携課長
 診療情報課長
 附属看護専門学校副審議監

福士勇治
 熊崎一弘
 為国修一
 峯田和興
 福井哲生
 高橋豊人
 東正
 近藤恭史
 中村一久
 佐藤進
 田伏清巳
 河原希之
 小林哲也
 古木信繁
 山梨政己
 荒木政宏
 佐藤武雄
 金丸秀樹
 氏家実彦
 渋谷和正
 渋谷裕人
 佐々木紀二
 朝日博
 山田基
 山川和弘
 細川仁

3. 砂川市教育委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者

教育課長
 兼教育次長
 兼スポーツ振興課長
 学務課長
 社会教育課長
 兼公民館館長

井上克也
 和泉肇
 大西俊光
 山下克己

- 学校給食センター所長 橋 加奈子
4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者
 監査事務局局長 中 出 利 明
5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者
 選挙管理委員会事務局長 湯 浅 克 己
 選挙管理委員会事務局次長 安 田 貢
6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者
 農業委員会事務局長 佐 藤 進
 農業委員会事務局次長 小 林 哲 也
7. 本委員会の事務に従事する者
 事 務 局 長 河 端 一 寿
 事 務 局 次 長 高 橋 伸 二
 事 務 局 主 幹 佐 々 木 純 人
 事 務 局 係 長 杉 村 有 美

開会 午後 1時59分

◎開会宣告

○議長 東 英男君 ただいまから予算審査特別委員会を開きます。

◎正・副委員長の互選

○議長 東 英男君 お諮りします。

正副委員長の互選については、慣例により私から指名することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、私から指名します。

予算審査特別委員長には北谷文夫委員、同副委員長には多比良和伸委員を指名します。

休憩 午後 2時00分

〔委員長 北谷文夫君 着席〕

再開 午後 2時01分

○委員長 北谷文夫君 それでは、会議を開きます。

ここでお諮りいたします。本日の委員会に村上新一氏ほか1名から委員会の傍聴の申し出がありました。このことについて許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、委員会傍聴を許可することに決定をいたしました。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時01分

再開 午後 2時02分

◎開議宣告

○委員長 北谷文夫君 休憩中の会議を開きます。

直ちに議事に入ります。

○委員長 北谷文夫君 本委員会に付託されました議案第4号 砂川市税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第5号 砂川市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について、議案第6号 株式会社砂川振興公社の議決権行使について、議案第1号 平成26年度砂川市一般会計補正予算、議案第2号 平成26年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算、議案第3号 平成26年度砂川市介護保険特別会計補正予算の6件を一括議題といたします。

お諮りいたします。審査の方法としては、まず予算先議議案の審査を行い、次に一般会計を行うこととし、歳出を款、項ごとに、続いて歳入の審査の順で行い、次に特別会計の歳入歳出を一括審査する方法を進めたいと思います。このことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、そのように進めてまいります。

初めに、議案第4号 砂川市税条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

小黒弘委員。

○小黒 弘委員 まず、法人税割の税率についてお伺いしたいのですけれども、この提案理由で地方法人税の創設というのは、自治体間の税源の財政力格差を縮小する目的だというふうなことが書かれて、ここには書いていないのですけれども、私が調べたらそう書かれているのですけれども、ただ法人税を14.7から12.1%にというのは下げることになるので、これが何で自治体間の財政力格差というふうな目的になるのかお伺いします。

○委員長 北谷文夫君 税務課長。

○税務課長 峯田和興君 法人税率、税割の引き下げが地方の税収の格差是正になるのかというようなご質問でございます。今回の税率の引き下げにつきましては、消費税等の引き上げもあり、地方税間にいろいろ、大都市あるいは消費行動の多い自治体とほかの自治体との税源の格差が非常に大きくなるというような懸念がありまして、そのような背景のもと、従前よりそういう地方団体間の税源の是正を図るために今回地方の法人関係の税率というのは、これがまた非常に税源の格差が非常に大きいものでございます。こちらの税源を引き下げることによって、それを一旦地方法人税という国税にして、それを交付税の原資に全額繰り入れて、そこから地方交付税等を通して、また全国に配分されるというようなところがございます。今回市町村におきましては、砂川市においても100分の14.7を100分の12.1ということで2.6%引き下げになり、また都道府県においても法人の都道府県の税金について、これがまた1.8%引き下げとなり、合わせて4.4%の税率として国税となり、それが交付税原資となり、ひいては交付税を通して地方、全国に配分されるというようなことでございます。

○委員長 北谷文夫君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 まだちょっとわからないのですけれども、要するに2.6%下げることでの影響額と聞くと総体の質疑になりそうなので、自分で平成26年の予算書で2.6%落として計算してみると、砂川市の法人税は1,200万、1,300万ぐらい落ちる計算になるのですけれども、結局法人税が下がってしまって、交付税措置でというのだけれども、この金額は何らかの形でちゃんと戻ってくるというのが、それ以上戻ってくるというのが格差間を是正するということだと思うのですけれども、その辺は何か根拠みたいなものというものはあるのですか。

○委員長 北谷文夫君 税務課長。

○税務課長 峯田和興君 この引き下げによる影響というところがまず第1点あるのです

けれども、なかなか法人市民税につきましても、国税は法人税を基本にいく税収でありまして、これからの税額というところにはいかなとなかなか正式な数字は出ませんが、平成26年度の当初予算をベースに考えますと、単純に率を置きかえた分では大体1,700万程度の影響が出るというところと見込んでおります。この分につきましては、我々みたいな普通交付税の団体におきましては基準財政収入額がその分減るということで、交付税がふえるということと一旦ある程度は補填されているということと、もう一点は先ほどのお話の中でも、この引き下げ分については来年度以降、ある程度交付税の原資ということで、そこの部分がふえてくるので、ただ交付税、全体的には減っている部分もあるので何とも言えませんが、ここの部分で全額が交付税の財源ということになっていきますので、ここについてはある程度額がふえて、今後地方交付税を通じて各地方のほうに配分されるというような状況になってございます。

○委員長 北谷文夫君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 そっちのほうはわかりました。

軽自動車税の関係なのですけれども、さっきの提案説明でなかなかわかりづらかったのですけれども、この軽自動車の関係の4輪以上のもので、まずは現行の税率から下がるものがありますよね。27年3月31日だから、今乗っている人たちは税率が下がるというふうに考えていいと思うのですけれども、この辺はまずどうしてこういうふうになるのでしょうか。

○委員長 北谷文夫君 税務課長。

○税務課長 峯田和興君 今のご質問については、平成27年3月31日までに車を購入して指定を受けた方ということで、今回の税制改正においては、車体課税全体の見直しということで自動車取得税の引き下げ、それに伴う財源の確保というところで、かねてから課題のありました通常の普通自動車の部分と軽自動車税の税率が4倍以上あるということで、軽自動車税の引き上げ、あるいは普通自動車の税金同様、重課という環境に配慮した税率の加算というところがありました。基本的に標準税率の改正ということで、当市においては平成20年度から非常に当時の財政状況が厳しかったので、超過税率ということで1.2倍の税率を使ってございました。そんな中で、今回国においては平成27年3月31日以前の4輪については税率を変えないというような標準税率を、昔の旧税率となっておりますから、当市においても超過税率の1.2倍のものも含めまして、全て今回の改正で標準税率に戻すということで27年3月31日以前までに車に乗っている方については、砂川市に関しては一旦税率が下がるというようなことになっております。

○委員長 北谷文夫君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 今までほかより、基準よりも高目を取っていた分を基準に戻さなければならなかったということなのですね。これもまた、やっぱり減ることになりますよね。税率が上がるのは、27年の4月以降に新車を買った人がこの改正後の金額になるのだと

思うので、減っていくのだと思うのだけれども、どのくらい減るのかというのを伺いたいのですけれども。

○委員長 北谷文夫君 税務課長。

○税務課長 峯田和興君 今回の税率に関しては、原付と2輪で新たに税率がふえる部分と、あるいは平成28年度以後の重課によるものについてはふえる分がありますが、ご質問の平成27年3月31日までの車については、先ほど言ったように税率が超過税率から戻るといって引き下げとなりますが、その影響としては今現在は492万9,000円の減と見込んでいます。

○委員長 北谷文夫君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 それと、単純になのですけれども、そんなに大きな改正後の税率……何で税率と言うのかわからないのだけれども、金額書いてあるのに税率というのも、こういう呼び名なのだろうな。何%ではなくて、金額そのものが税率というのですね。普通は、それぞれが300円とか100円とか、余り大きなアップではないのですけれども、この乗用の自家用だけが8,600円から1万800円で、率にすると25%ぐらい、これだけが突出して大きく上がるのですよね。これって何でこんなふうになっているのでしょうか。

○委員長 北谷文夫君 税務課長。

○税務課長 峯田和興君 今回の国のほうというか、地方税法の標準税率の改正におきましては、もともとの発想として普通の小型自動車と軽自動車の部分の税率で、従来から比べると性能面とか価格面でそんなに遜色がないのに、大体税額として4倍ぐらいの開きがあるということで、先ほど都道府県であります自動車取得税が減ることによって、地方のほうも自動車取得税交付金ということで7割程度財源があります。その部分も減るといってこともありまして、その代替的な財源を探している中、かねてからのそういう通常の自動車との4倍の税額を何とか埋めていこうというのがあります。引き上げとなったところではありますが、昨今のこういう経済状況等を考慮しまして、本来通常の小型の自動車と近づけていかなければならないのですけれども、余り大きく近づけていけないということで、軽4輪については標準税率の1.5倍としているところなのですけれども、ほかの車につきましては1.25倍と、農業者とか、あるいは中小企業者の経営状況、負担なりを考慮して多少引き下げている部分もあります。また、2輪等につきましては、もともと徴税コストの単価といいますか、電算システムとか、あるいは徴収に係る経費がある程度かかっている中、コストが千何ぼ台ということで非常に低いということで、そこは1.5倍としているところですが、ほかのものについては1.25倍というような、経済状況を考えてしたような背景があります。

○委員長 北谷文夫君 土田政己委員。

○土田政己委員 それでは、今質疑である程度わかったのですが、実は平成20年に標準

税率20%引き上げて、それを今もとへ戻すということなのですが、今回の税制改正で標準税率が決まって、新しく買う新車は今答弁ありましたように税が引き上がるのですけれども、この引き上がる率を砂川市自体で引き下げたり、あるいは引き上げたりすることはできるのかどうか、まずその辺伺います。

○委員長 北谷文夫君 税務課長。

○税務課長 峯田和興君 今回の税率について、独自で税率を調整できるかというようなご質問でございます。地方税法の中で軽自動車税については、ある程度標準税率というところの定めがあります。ただ、これについては標準税率ということで、最終的にこのように条例改正というところではそれによらないことが可能といえば可能でございます。ただ、標準税率におきましては、交付税等の基準財政収入額というような算定の基礎という部分もございます。各団体、我々砂川市においても非常に貯金とかお金がない場合には住民の方にもご苦勞をかけながら超過というようなことでお願いしている部分でございますが、やはり基本的には標準税率の部分で考えていくものだというふうには思っております。

○委員長 北谷文夫君 土田政己委員。

○土田政己委員 実は、前回2割引き上げるときに、私たちもそれを議論した経過はあって、基本的に標準税率でいくべきでないかと言うのだけれども、財政は厳しいからといって2割を引き上げて、私たちは賛成しなかったのですけれども、今回それをもとに戻して安くなるのですが、私が気になるのは、重課税率というのですか、平成28年度分以後、14年を経過した車が非常に高くなるのですけれども、これについては今言ったように市でももう少し下げることが可能なのかなのか、その辺伺いたしたいのです。

○委員長 北谷文夫君 税務課長。

○税務課長 峯田和興君 重課税率について、独自にできるかというところのご質問でございますが、先ほど来の話で条例改正をお願いするということでは、そこはそこその団体というような考えでございますが、基本的にはこの考えにおきましては、通常の自動車税というところでは、重課というところでは同じように14年を迎える年度から重課を行っております。国全体としても、環境面を考えてグリーン化というのはやはり軽自動車についても実施をしていかなければならないというようなスタンスを持っていますので、当市においても標準的にそのような考えでいく中では、多少負担というところでは住民の方にもご負担をかけるところでございますが、国全体の考え方あるいは交付税等の標準の考え方、そういうのを検討いたしまして、今回は標準的に合わせていくというような考えをしております。

○委員長 北谷文夫君 土田政己委員。

○土田政己委員 これを見ると、うちで今度2%下げるから安くなるのだけれども、今度14年以上経過した車は物すごく上がる率が高いですね。例えば自家用車だと7,200円が1万2,900円というふうになるものですから、結局古い車が高くなるということ

ですね。14年以上経過した車が高くなるということなのだけれども、結構農家なんかは軽トラックなどで14年以上乗っている人はたくさんいらっしゃるし、事業主さんたちもそういう車を持っている方はいるのですけれども、非常に影響は大きいのではないかなというように思うので、このあたりを今お聞きしたのは、標準税率であるのだけれども、市独自でも、もし下げようと思えば下げれるというふうに理解していいのかどうなのか改めてお伺いします。

○委員長 北谷文夫君 税務課長。

○税務課長 峯田和興君 今回軽自動車税の重課ということで、軽自動車に国全体として改めて標準税率で示されたところでございます。この中では、軽自動車の重課の対象についても14年経過した年度、あるいは原付等、小型特殊等、2輪の小型自動車には該当しないというような状況もありますので、そんな中ではやはりこれからの環境面等々も考えて、一律国の制度と一緒にというような考えでは今回提案をさせていただいております。

○委員長 北谷文夫君 土田政己委員。

○土田政己委員 今国の標準税率で行うということはわかるのですが、平成20年、財政が悪いときは20%引き上げたのだよね。そのときは標準税率でいいのではないかと言っただけけれども、いや、そうではなくて、自治体自身で勝手に上げれるのだということで引き上げたものですから、今回の条例改正には出ておりませんが、もし自治体でもってこれが高過ぎるというふうに考えた場合は、国の基準から自治体の独自の判断で引き下げることができるのかどうかということだけお伺いしたいと思います。

○委員長 北谷文夫君 総務部長。

○総務部長 湯浅克己君 これまで課長のほうから説明をさせていただいておりますけれども、今回の軽自動車の、特に4輪以上のものにつきましては、基本的には乗用の自家用の部分につきましては、やはり一般の普通車との格差はかなりなくなっているということがありますので、こちらの税率を見ていただくとわかるとおり、基本的には今27年3月31日以前の車につきましては標準税率の7、200円を改正後には1万800円ということで1.5倍に上げるという形になっております。また、重課の部分につきましても、ほかの車両に比べますと引き上げをしているという、これは基本的にはあくまでもやはり普通乗用車の比較の中である程度近づけるということになっているかと思います。一方、乗用の営業用あるいは多く使われています貨物の営業用ですとか自家用、農家さんの方が使われているトラック等につきましては、基本的には貨物の自家用というふうになるかと思っておりますけれども、こちらの部分につきましては、先ほど課長のほうからもお話しいたしましたけれども、現在の経済状況、農家の方あるいは中小企業の経営されている方がこのような車両を使うことが多いということで、こちらにつきましては税率の上げ幅を若干圧縮いたしまして、1.25倍程度の上げ幅にしているところでございます。このような中で、いろいろ経済状況等も勘案しながら標準税率のほうは定められておまして、委員

がおっしゃられるとおり、こちらにつきましては先ほども答弁しておりますけれども、市のほうで税率を定められるという状況になっておりますけれども、現在の市の考え方としては、まずこの標準税率に一度合わせるという考え方で進んでおります。税率等につきましては、今後の経済状況等も踏まえながら検討することはあろうかと思っておりますけれども、それはその時点で考えさせていただくということで、まずは基本的には今回の改正につきましては、標準税率に一度合わせようという中の改正ということでご理解をいただきたいと思っております。

○委員長 北谷文夫君 土田政己委員。

○土田政己委員 わかりました。ですから、市独自で、現在は標準税率で今回はいくのですけれども、市の経済状況その他を見て、下げることも上げることも市独自でできるというふうに理解いたしましたので、終わります。

○委員長 北谷文夫君 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、これで議案第4号の質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第4号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第5号 砂川市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第5号の質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第5号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第6号 株式会社砂川振興公社の議決権行使についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第6号の質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第6号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

これより補正予算に入ります。議案第1号 平成26年度砂川市一般会計補正予算の歳出から審査に入ります。

それでは、18ページ、第2款総務費、第1項総務管理費について質疑ございませんか。小黒弘委員。

○小黒 弘委員 それでは、ふるさと応援寄附金に要する経費、先ほど提案説明で少しくレジットカードがどうかという話はお伺いしたのですけれども、もうちょっと詳しく、多分すばらしいものができ上がってくるのだらうなと期待しているのですけれども、例えばパンフレットをつくってみるとかなんとかと、そういうもうちょっと具体的な、この予算でやることの内容をお伺いします。

○委員長 北谷文夫君 総務課長。

○総務課長 安田 貢君 今回のふるさと応援寄附金の歳出の内容についてご説明申し上げます。

現在の寄附をいただいた際の特産品の贈呈につきましては、1万円から10万円未満、そして10万円以上という2つの区分を設けて、お菓子など3点ずつ選んでいただいて、特産品をお送りしているという現状に対しまして、補正後は贈答品の金額の区分を7段階といたしまして、選べる特産品の種類も充実を図ってまいりたいと。また、現行は年度1回の寄附について特産品をお送りするのも1回と制限しておりますが、この制限についても廃止する予定としております。具体的な内容といたしまして、7段階の中身なのですが、1万円から3万円までであればお菓子、農産物、お米、リンゴ、豚肉など、またハンドクリームなど16品の中から1品を選んでいただくと。それが一番下のラインであります。次3万円から5万円の寄附に対しては、今の16品の中から3品を選んでいただく、または定期入れ、これをそのほかの1品と合わせてという方法も用意してございます。次の5万円から10万円のラインは、16品のうち3品プラス定期入れ、またはスキンケアセット。続いての段階の10万円から20万円は、市内皮製のバッグ1品、またその上の20から50万円についても、それより上の価格のバッグ1品。次の50万円から100万円の段階は、それよりさらに上の金額のバッグまたは市立病院で行えますPET健診、これ

に市内の宿泊をセットした形、さらにそこにバッグも10万円相当ですが、つけるといったもの。そして、一番上の100万円を超える寄附につきましては、ヘリコプターを札幌のほうから呼んで、その周遊をしていただく。15分程度ですが、プラス市内の宿泊またはPET健診と市内の宿泊がペアで、そこにバッグをつけるというような7段階のメニューを用意する予定としてございます。この費用につきましては、寄附をいただいた送料込みで約5割相当に値するような特産品といたしたく、補正をいただいた後、10月からホームページの更新などを含めて、こちらについて周知、宣伝を図ってまいりたい。また、クレジット決済の導入につきましては、これは12月からの予定とさせていただいておりますけれども、やはり先行しているまちでは、クレジットを導入することによって非常に寄附件数がふえているということを踏まえて、こちらについても月額利用料ですとか初期の利用料、さらには歳入額の1%の手数料がかかるというような予算がございましてけれども、こちらについても導入を図ってまいりたいと考えてございます。これらの歳出額を歳入額相当の見込みで申しますと、約180件で370万相当という形を見込んでの今回補正予算を計上した次第でございます。

○小黒 弘委員 最後聞こえなかったのだけれども、370万というのは何だったのですか。

○総務課長 安田 貢君 これらの歳出額が約5割相当の歳入に見合った歳出ということで、歳入額で申しますと約370万円を目指しております。

○委員長 北谷文夫君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 なるほどね。そんなものではないですよ、これ。大丈夫。もしかしたら、今度の報告のときは何千万となるかもしれない。

大体いろんなお話を伺って、イメージはわかったのですけれども、これイメージを見る化するというのをどういうふうにしますか。ホームページだけなのか。最近、何だか議会軽視の新聞ネタばかりなので、できればこういうおもしろい材料を新聞ネタにしようような……結構あると思うのです。PET健診なんておもしろいし、何か見える、ホームページ以外でもこういうのができました、例えば東京砂川会の総会も近くあるのだけれども、そういうところに持って行って、こういう新しくなりましたというような、何かそういう手だては考えていらっしゃいますか。

○委員長 北谷文夫君 総務課長。

○総務課長 安田 貢君 特産品のメニューの中でも特徴あるものを用意した背景には、やはりマスコミ等で取り上げていただいた市町村に多くの寄附が得られているというところございますので、なかなか他のまちにない事例としての病院ですとか、ヘリコプターを選んでみたのもそういった背景でございますので、ホームページのほかにも新聞等、マスコミにもできるだけこういった砂川でメニューを用意しましたという情報提供には努めてまいりたいと考えてございます。

○委員長 北谷文夫君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 もうちょっとはつきり言ってしまったほうがいいかわからないのだけれども、浦白なんかだとパンフレットをつくるのです。要するに特産品の一覧ができるような。それって意外と、ああ、なるほどねというふうになると思うし、市外の人に渡してみるのも、これってホームページ見てではなくて、こういうのがあるよというほうが、なかなかホームページというのは若い人以外は見ないので、そんなようなものをつくったほうがいいのではないかなと私は思うのですけれども、そういう予定はあるかないか。

○委員長 北谷文夫君 政策調整課長。

○政策調整課長 熊崎一弘君 ふるさと応援の関係のPR、政策調整課のほうで担っている部分でございますので、私のほうからお答えしたいなと思いますけれども、確かにパンフレットといたしますか、カタログ系の部分が非常に多くなっているというお話も伺っているわけですが、どちらかといいますと、やはりネット上での選び方というのが非常に多いというふうに伺っているところがございますので、わざわざパンフレットを印刷所にかけて印刷するという手法はとらない方法で今いるところがございます。ただ、当然ネット上というかホームページ上にオープンにしますので、それを印刷すれば同じぐらいな美観を持った、きれいなカタログ的なものができるようにネット上ではアップしたいなと思っております。個別にお渡しする場合については、ぜひプリントアウトいたしまして、それをお使いいただきたいと思えますし、またあわせて各地で各市民の方もいろいろブログ等でいろんなものを発信していただいておりますので、そういう部分では、これ市外の方中心ですので、市外の方の目につくブログをやられている方には、ぜひ砂川市ふるさと納税で検索するところにあるぞと、そういうようなPRも一緒にしていただけるように多くの方にご協力いただきたいなと思っております。

○委員長 北谷文夫君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 どうしてもやらないのだ。

仮に何部かプリントアウトしてくださいと言ったらしてくれますか。

○委員長 北谷文夫君 政策調整課長。

○政策調整課長 熊崎一弘君 こちらのほうでカラー印刷してお渡しする準備は十分しております。

○委員長 北谷文夫君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 もう一つ気になるのは、今もこのふるさと納税に関して2人の課長が答えることになっているのですよね。これはホームページでも、今はもう改善されたか僕確認していないですけれども、総務課と、それから熊崎課長のところの係があるのです。もうこれはそろそろどこかに受け付け……きっといっぱい来ると思うから、それなりのちゃんと準備しないとイケないと思うので、どっちでやりますか。

○委員長 北谷文夫君 総務課長。

○総務課長 安田 貢君 所管についてのご質問でございますけれども、やはりふるさと応援寄附金、制度そのものとしたしましては寄附でありますので、寄附の採納につきましては事務分掌上総務課庶務係となつてございます。しかし、この使い道ということにつきましては、やはりまちづくりに生かしていくという観点から、これまでも企画調整のほうで担当しております、その事務分担そのものは変えない予定ではございますけれども、それはあくまでも内部の事務分掌でございます、今後ホームページについては10月以降更新してまいります、その際には寄附希望の方が迷うことのないように、2つの課での情報の連携もさらに進めて対応をしてまいりたいと考えてございます。

○委員長 北谷文夫君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 どうもわからない。何でそんなにこだわらなければいけないの、2課に。たかがこれのこと。ちょっと部長、済みません。

○委員長 北谷文夫君 総務部長。

○総務部長 湯浅克己君 ふるさと納税にまず取り組む経緯としては、基本的には寄附の部分については従来総務課のほうで取り扱ってございましたけれども、なかなか総務課だけではPRというのも難しいということで、それらについては当時の企画調整係の中でやっていこうということで検討しております。ただし、今回の拡充につきましては庁内全体で考えるということになっておりますので、総務課、政策調整課、あるいは今回につきましては商工労働観光課の方には各物産を特産品とするために各企業さんに回っていただいたり、農政課の職員の協力もいただきながら、あとは今回病院のいろんなものもありますので、それは庁内全体の取り組みとして実施をしているところでございます。2つの課というふうな形で、例えば対外的に共鳴すると、そこは当然わかりづらくなると思いますので、まずは対外的にお示しするところは一本化、当然しなければならないと思います。それでなければ、どちらに手続をとったらいいかかわからないというところがございますので、それについては一本化したいと思いますけれども、今後もこのふるさと納税につきましては、庁内全体のプロジェクトというような形の中で取り組んでいきたいと思っております。現状といたしましても、今年度から特産品をふやしたことによって寄附もかなりふえている状況になっております。現在で直近の数字で約50件を超えるような件数になっておまして、昨年は24件という形になっておりますので、ホームページのふるさと納税のサイトの中でもかなりいいポジションのサイトのところに登録されているというような何か状況もあるようですので、今後それらも踏まえながら、どんどん寄附がふえるように取り組んでいきたいと思っております。まず、対外的に見える形としては一本化した中で体制としては整えていきたいと考えております。

○委員長 北谷文夫君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 では、最後にわかりやすく。

外から電話かかってきたら、交換の人はどこにつなぐのかだけ。これ対応の仕方によっ

て、電話切る人もいるかもしれないし。どこでもいいのですよね。前も一般質問のときに言ったけれども、北海道だったら砂川でも上士幌でも多分納税する人は構わないのだと思うのです。となったら、どれだけ電話対応なりがきちっとできるかということは大きいと思うので、さっきの質問で交換はどこにつながるのですか。

○委員長 北谷文夫君 総務課長。

○総務課長 安田 貢君 お問い合わせにつきましては、総務課庶務係のほうにつながまして、対応してまいります。

○委員長 北谷文夫君 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 北谷文夫君 次に進みます。20ページ、第3款民生費、第1項社会福祉費、ございませんか。

沢田広志委員。

○沢田広志委員 それでは、社会福祉費の老人福祉費、老人憩の家の管理に要する経費ということで、備品購入費ということで35万7,000円が計上されております。提案説明の中では、北光団地老人憩の家のストーブを、平成9年からのもので老朽化しているということでの購入であるというふうにお聞きをしました。これ35万7,000円ということなものですから、かなり大型のストーブになるのかなと思うのですけれども、この辺もう少し詳しく教えていただきたいなというふうに思います。

○委員長 北谷文夫君 介護福祉課長。

○介護福祉課長 中村一久君 北光老人憩の家の暖房機器の購入のご質問でございますが、平成9年度に増改築をした際に、この施設4つ部屋がございます。その4つ全て取りかえて備えつけたところでございまして、今回更新するストーブ、暖房器具につきましては、一番広い学童保育をしている部屋でございまして、約41畳ございます。この9年に増改築したときのストーブが長い業務用のタイプでございまして、お子さんが利用する施設ということで温風が高い位置から出るタイプでございまして、今回もその用途に引き続き使うということで、背の高い業務用の温風が上から吹き出るタイプに更新するというところで、このような金額の暖房器具ということになったところでございます。

○委員長 北谷文夫君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 内容的にはわかりました。

そこで、今回備品購入ということなものですから、たまたま北光老人憩の家の関係で備品購入でストーブということなのですが、砂川市内には宮川老人憩の家、もちろん北光もあるのですが、南吉野老人憩の家、石山老人憩の家、空知太老人憩の家というふうにあるのですけれども、これ考え方含めて聞かせていただきたいのですけれども、備品購入ということなものですから、今回たまたま暖房のストーブですよということなのですが、この備品購入となると、どこまでの範囲で備品購入という形になってくるのか、この辺の考え

方持っているのであれば聞かせていただきたいと思いますと思うのですけれども。

○委員長 北谷文夫君 介護福祉課長。

○介護福祉課長 中村一久君 備品購入につきましては、手元で調べましたところ、ここ数年は消火器の更新ということでございました。今回も平成9年に設置した暖房機でございまして、当初はやはり修繕で対応させていただこうというふうに考えておりましたが、部品が既に製造されていないということで、どうしても修繕で対応することができなかったということでございます。備品購入ということでございますが、このストーブにつきましてはやはりできる限り修繕費で対応をさせていただきたいと。その修繕がかなわない場合には、その都度ご相談をさせていただきながらということではございますが、一応備品といたしますか、修繕で対応できるものについては修繕で何とかお願いできないかということでござしております。

○委員長 北谷文夫君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 考え方はわかりましたが、それぞれ老人憩の家は各運営委員会があって、運営委員会のもとでそれぞれ努力をされて、いろんな形の運営というか、例えば私は宮川の老人憩の家のかわりありますけれども、あそこもストーブがなくて、ではどうしようかといったときに、みんな運営委員さん集まってきて、古くてもいいからどこかで探してこいやと言って探してきて設置したりとかという、そういった努力もされた中でやっているのですが、今回はたまたま北光老人憩の家、特に学童で、要は子供たちがいるから寒いというわけにいかないのだろうなというのを十分私も承知しておりますけれども、そういったことも含めて設置なのだろうと思うのですが、この辺例えば他の老人憩の家の関係からももう老朽化しているよと。例えば今回平成9年だから約17年たって、恐らくもう部品もないだろうし、修繕もならないだろうなというのは何となくわかるのですが、例えば今回のこういうケースであると、ではほかのところもストーブがもうだめなのだ、もう直らないし古いしといった場合は、やっぱりこれは対応としていくのか。もしくはそれぞれの運営委員会の中で努力して、古くてもいいから探してこいやと。正直、持ち金がないから探してくるしかないのです。そういった部分もあるということを含めて、こういった部分の市の対応というのが、一律きちっとした部分で統一としてこれからもなっていくのかどうか、その辺の考え方聞かせていただきたいと思います。

○委員長 北谷文夫君 介護福祉課長。

○介護福祉課長 中村一久君 この暖房器具につきましては、北光老人憩の家の場合は増改築した際に備えつけということで、施設と一体化されている設備ということで今回修繕がかなわない、こちら市のほうで対応をさせていただいたということでございます。ほかの施設につきましても、備えつけている部分がございますので、できる限りは修繕でお願いをしたいというふうには考えておりますが、その部分がかなわない状態が発生した場合には、また管理者の方とご相談をさせていただきながら、対応してまいりたいと考えてお

ります。

○委員長 北谷文夫君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 大体考え方はわかりました。

ただ、心配されるのは、ある面では憩の家は、さっき言いましたように4から5カ所ありますから、であれば市として統一の部分のルールを持って対応していただきたいなど。というのは、恐らくそれぞれ運営委員会さん努力をされながら、このときは市のほうに相談して何とか頼むねというか、この辺力かしてもらえないだろうかといった部分もあったりもしますので、これも含めて、できたら今回を通してルールづくりというのはあっているのかなというふうに思っております。このことについて、何かあればお聞かせいただいで、私はこれで終わりたいと思います。

○委員長 北谷文夫君 介護福祉課長。

○介護福祉課長 中村一久君 18年の指定管理者制度で各町内会等に管理を移行したところでございまして、そのときの協定につきましては、破損及び小破修理と。小さいものにつきましては指定管理者のほうでと。主体構造の小規模修繕になった場合には、砂川市が負担するというような一応のルールは設けられているところでございますが、先ほどもご答弁申し上げたとおり、備えつけ、設置されている設備の故障、修繕が必要な場合、または更新が必要な場合につきましては、その都度管理者の方とご相談をさせていただきながら対応してまいりたいと考えております。

○委員長 北谷文夫君 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に進みます。22ページ、第4款衛生費、第1項保健衛生費、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に進みます。24ページ、第6款農林費、第1項農業費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

第2項林業費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、26ページ、第7款商工費、第1項商工費、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に進みます。28ページ、第12款諸支出金、第1項過年度過誤納還付金、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に進みます。第3項開発公社費、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

続いて、歳入に入ります。8ページから16ページまで、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第1号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第2号 平成26年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算の審査に入ります。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

歳入歳出一括して質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第2号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第3号 平成26年度砂川市介護保険特別会計補正予算の審査に入ります。

これより質疑に入ります。ございませんか。

10分間休憩します。

休憩 午後 2時52分

再開 午後 3時00分

○委員長 北谷文夫君 休憩中の会議を開きます。

沢田広志委員。

○沢田広志委員 それでは、20ページの地域支援事業費の中の認知症施策等総合支援事業費で市民後見推進事業に要する経費ということで今回提案がされております。提案説明も聞かせていただいております、強いて言うと昨年市民後見人を養成するための研修会を通して参加された皆さん方のフォローアップ研修であるといったことで、大体3回ほど開催してまいりますといったことと、それと市民の皆さんにも知っていただくためにセミナーも開催していくといったことの提案説明だったのかなというふうに思っております。

それで、今回59万6,000円ということで計上されておりますけれども、3回ほど開催しておりますけれども、具体的にどのような内容で進めていくのか、今の段階でもし決まっているのであれば聞かせていただきたいなというふうに思います。

○委員長 北谷文夫君 介護福祉課長。

○介護福祉課長 中村一久君 今回の補正予算で市民後見人養成研修の、昨年度終了した方に対するフォローアップの研修と、あとそのほか一般啓発事業ということで一般市民の方を対象としたセミナーということでございます。昨年度実施しました養成講座修了者に対しては、アンケート調査を実施しております。フォローアップ研修をするに当たっては、どのような研修の形がよろしいかということでアンケート調査をした中で、特徴的だったのがグループワークと申しますか、座学で講師の先生のお話を聞くというようなものだけではなくて、少人数に分かれて事例の検討をしたり、そこに講師の先生が入って指導と申しますか、グループワークの中身を指導するというような、そういう形の形式をやってほしいというような意見も多くありましたので、このフォローアップ研修につきましては現在のところNPO法人の中空知成年後見センターとフォローアップ研修の中身について協議しておりますので、そういった修了者のご意見等も反映させながら、この3回の研修をどういうふうに組み立てていこうかということで今後検討をしてみたいというふうに考えております。

また、一般啓発事業としまして、セミナーということでございます。こちらにつきましては、成年後見制度、市民後見人というような制度につきましては、まだまだ一般の方に周知が足りないのではないかなというふうなことで、広く一般的な情報と申しますか、どういう制度であるかということを中心に実施していこうというふうに考えておまして、現在のところは昨年度道と共催した養成講座の運営を担当していただいた東京大学の政策ビジョン研究センターと協議をしながら、そのセミナーの内容について検討をしてみたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長 北谷文夫君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 中身的にはわかりました。

アンケート調査を事前実施した中で、少人数による事例検討を実施してほしいなといった要望があったといったことで、そういったことをベースにということなのかなと思うのですが、広く活発に活動され、NPO法人の中空知の後見人の関係の団体もあるようですけれども、ここと協議をして中身的なものを詰めていこうということですが、これ具体的に大体いつごろぐらいから、3回ほど開催するということですが、大体いつごろぐらいから始めようとするのか聞かせていただきたいと思います。

○委員長 北谷文夫君 介護福祉課長。

○介護福祉課長 中村一久君 一般啓発のセミナー、講師を予定しております東京大学政

策ビジョン研究センターの方の日程を今確認中でありまして、この講師の方の一般啓発事業のセミナーが何月ぐらいにできるのかというところもあわせて、フォローアップ研修につきましては10月、11月ぐらいから来年の2月、3月ぐらいまでにかけて3回ほど。そして、その中で3回の講座に1回の一般啓発事業を合わせて4回、大体定期的な形で開催できるように日程は調整してまいりたいというふうに考えております。

○委員長 北谷文夫君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 今後の取り組みの関係ということで、わかりました。

そこで、これは昨年市民後見人養成講座に参加された方たちの1年ぶり、顔を合わせながらのフォローアップということでの、参加者にさらにしっかり知ってもらいたいということのフォローアップ研修なのかなと思うのですが、これフォローアップ研修していくわけですから、であれば市民後見人養成講座に参加された皆さん方、昨年参加されて今回フォローアップしました。では、次の段階として今後どのような形を考えているのか、この辺も聞かせていただきたいというふうに思います。

○委員長 北谷文夫君 介護福祉課長。

○介護福祉課長 中村一久君 修了者に対する今後ということでございます。

老人福祉法には、市町村の努力義務としてこのような業務を適正に行うことができる人材の育成ですとか、活用を図るために研修を実施することとされております。この法律などに基きまして、昨年度の養成講座、本年度のフォローアップ研修ということで予定をしているところなのですが、現実的に市民後見人として活動するためには、しっかりとした支援体制を構築する必要があるというふうに考えておりますが、まだ市の取り組みとして十分でない部分があるということは認識してございますので、今後は市としましてもどういうふうな支援体制が構築できるか。先ほどもお話しいたしとお関係する団体などのお話も聞きながら検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長 北谷文夫君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 せっかく昨年、たしか空知管内では砂川が初めて市民後見人養成講座ということで開催されて、その人方がかなりの時間を費やしてやられておりましたし、その1年後のフォローアップですから、そのフォローアップの後、では次はどのようにつなげていくのかなということがやっぱり一番大事なところなのかなと思っております。道内各地の中には、行政と社協が一体となった成年後見センターを設立したりとか、例えば民間だとかNPOを設立しての成年後見を法定市民後見人ということで対応できる組織体をつくったりとかということもされておりますので、ただこれが今後どのような形になるかについては、行政が主体的な部分もリーダーシップを発揮していきながらやっていかなければいけない部分と、それをやるに当たってはそういった部分の人材も備わっていかなければいけないのかなというふうに思います。大変簡単なことではないのかなと思っております。

れども、ぜひそういった方向に進められるように、そして多くの皆さんが市民後見人養成講座に参加されて、そういったことの知識を覚えていますし、さらにたしか何人かは社協の生活支援の関係のお手伝いもされているということもお聞きしておりますので、そういった部分では大変砂川市にとっても大事な人材なのかなと思っていますので、この辺を含めながらより一層努力していただきたいなということをお話しして終わりたいというふうに思います。

終わります。

○委員長 北谷文夫君 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第3号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

◎散会宣告

○委員長 北谷文夫君 以上で本委員会に付託されました議案第4号から第6号まで、第1号から第3号までの各議案の審査を全て終了いたしました。

これで予算審査特別委員会を散会いたします。

大変お疲れさまでした。

散会 午後 3時11分

委 員 長